

廃掃法で定められている産業廃棄物の種類は下記のとおりです。

詳細は、県庁廃棄物対策課（058-272-8217）または東濃県事務所環境課（23-1111 東濃西部総合庁舎内）へお問い合わせください。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、コークス灰
	2 汚泥	排水処理工程、各種製造工程等から排出される泥状のもの 有機性：製紙スラッジ、下水道汚泥、活性汚泥法による余剰汚泥 無機性：建設汚泥
	3 廃油 	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての廃酸廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類 	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず 	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	9 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 	ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず
	10 鉱さい	高炉・電気炉等の残渣、キューボラのノロ、石炭坑等のボタ、鋳物廃砂
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他各種の廃材の混合物を含む
	12 ばいじん	ばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
業種限定があるもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類 貨物の流通のために使用したパレット等（H19年度改正で追加）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・にわとり等の死体
	20	上記のものを処分するために処理したもので、上記に該当しないもの（13号廃棄物）